

兵庫県立大学附属高等学校 生徒心得

本校生徒は、心豊かで個性あふれる人物をめざし、適確な判断に基づいた良識ある行動をとること。

1 礼儀

互いに人格を尊重し、常に敬愛の念を失わないこと。

2 服装・頭髪

- (1) 服装・頭髪は、高校生としての品位を守ること。
- (2) 服装は特に指定しないが儀式等学校の定める行事においては、指定の標準服を正しく着用すること。
冬季室内においては、コート類の防寒着を着用しないこと。
- (3) 頭髪は、極端な変形等やパーマをかけたり、脱色や染髪をしないこと。

3 校内生活

- (1) 登校・下校時刻を守ること。
- (2) 始業時より終業時までの間は許可なく外出しないこと。
- (3) 正当な理由なく欠席・欠課・遅刻・早退をしないこと。
- (4) 所持品について
 - ① 常に生徒手帳（生徒証）を所持すること。
 - ② 学校生活に不必要なものは持参しないこと。やむを得ず貴重品・多額の現金を持参した場合は自己管理すること。
- (5) 部室の利用について
 - ① 使用は始業前と放課後のみとする。
 - ② 施錠・消灯を確実にし、整理整頓に心がけること。
 - ③ 部外者の部室内への立ち入りは禁止とし、貴重品は自己管理すること。
- (6) 食堂及び購買の利用について
 - ① 食堂及び購買は、第4校時終了より第5校時予鈴までとする。
 - ② 食堂はセルフサービスである。利用者はマナーを守ること。
- (7) 体育館においては体育館シューズ、運動場においては運動靴を使用すること。

4 校外生活

- (1) 社会のルールをよく守ること。
- (2) 夜間の外出、外泊は極力避けること。
- (3) アルバイトは保護者と相談の上、担任を通じ生徒指導部へ届け出ること。
- (4) 運転免許証の取得は原則として禁止する。

5 通学

- (1) 交通ルールを守り、安全に心がけること。
- (2) 交通機関利用者はマナーを守り、一般利用者の迷惑にならないよう良識ある行動をとること。

(補 足)

1 携帯電話について

- (1) 学校での携帯電話は始業前・昼休み・放課後以外は使用しないこととし、使用できる時間帯においても周囲に迷惑や不快感を与えないようにすること。
- (2) 寮の公共の場（食堂・談話室・廊下など）での通話は控えること。

以上のことが守られなかった場合、次のような指導を行う。

- ① マナーに反する使用や迷惑な使用があった場合は、携帯電話を担任預かりとし、嚴重注意のうえで本人に返却する。度重なる場合は、指導を強化する。
- ② 授業中の使用があった場合や授業中の呼び出し音により授業を中断した場合は、担任預かりのうえ保護者へ返却する。
- ③ 考査中においては所持があった場合、特別指導の対象となる。
- ④ 寮では、近くの部屋の寮生から苦情が出た場合等も迷惑行為とし、繰り返される場合は、保護者に連絡のうえ指導を強化する。

2 下校時刻について

前期－18：00 後期－17：30

原則として上記の時間で校舎を施錠する。

部活動の時間は延長できるが、18：45には完全下校すること。

3 運転免許について

運転免許の取得（原付・自動二輪・普通等）は卒業式以降とする。ただし、3年生の自宅学習の開始（原則として、2月1日以降）とともに教習所への申込・入所が可能である。

4 自転車保険について

自転車利用者に賠償責任保険の加入が義務化されました。必ず、自転車保険に加入すること。